



ラオス

生物多様性条約

○

名古屋議定書

○

ITPGRFA

○

法制度の状況

- 「生物遺伝資源アクセスに関する ASEAN 枠組み協定」に加盟しているが、ABS 制度は整備されていない。
- 現在、ABS 制度の枠組みを検討中である。

対象とする遺伝資源

- 平成 24 年度、日本の企業・研究者に対して実施したアンケートでは、関心のある作物として水稲、キュウリ、スイカ、トマト、ナス、ショウガ、ラン、観賞用ショウガ等が挙げられていた。また、生物多様性は非常に豊富。
- 交渉に際しては特に作物を特定していない。

取組経緯

H25	<p><u>H26.2 ラオス訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ラオス農林省国立農林研究所（NAFRI: National Agriculture and Forestry Research Institute）を訪問して利用促進事業の趣旨を説明 <p><u>H26.3 日本でのワークショップへ招聘【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ NAFRI 傘下の農業研究センター（ARC: Agricultural Research Center）から専門家を招聘して、遺伝資源の利用について意見交換。 ➤ プロジェクトを実施するための手続き等について確認。 <p>⇒平成 25 年度は趣旨説明と遺伝資源に関する調査とラオス側のニーズ把握を中心に実施。</p>
H26	<p><u>H26.7 遺伝資源保存・収集に関する能力開発【キャパビル（他事業）】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 生物研研究員がラオスを訪問して遺伝資源の保存と市場での収集に関する能力開発を実施。 <p><u>H26.7 ラオス訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ラオスの遺伝資源等について調査 <p><u>H27.1 日本でのワークショップへ招聘【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ NAFRI 傘下の ARC の専門家を招聘して、遺伝資源の利用について意見交換。 <p>⇒平成 26 年度も、NAFRI を中心に情報収集。</p> <p>⇒遺伝資源の持ち出し等について NAFRI は慎重な立場。</p>
H27	<p><u>H27.7 ラオス訪問【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本年度から農林省との間に包括的な協力関係を構築することを目指すこととして、そのカウンターパートを確認したところ、ラオス農林省計画協力局であることが判明。 <p><u>H28.2 日本でのワークショップへ招聘【利用促進事業】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ ラオス農林省、NAFRI のスタッフを日本へ招聘。 ➤ 日本側が提示するコンセプトについてお互いに合意し、1 年以内に公式文書に署名することで合意した。 <p>⇒平成 27 年度より、農林水産省とラオス農業省との交渉へと切り替え、ラオス農林省計画協力局をカウンターパートとした。</p> <p>⇒これによって交渉が大幅に前進。</p> <p>⇒ラオスでは、遺伝資源に関するレギュレーションを検討中との情報を入手。</p>

H28	<p><u>H28.11 日本側から合意文書（ROD）案を送付【利用促進事業】</u></p> <p>➤ 日本側で遺伝資源利用に関する合意文書案を送付。</p> <p><u>H28.12 ラオス訪問【利用促進事業】</u></p> <p>➤ ラオス農林省計画協力局を訪問して、合意文書案の内容について協議し、大筋で合意。</p> <p><u>H29.2 日本への招聘、合意文書署名【利用促進事業】</u></p> <p>➤ ラオス農林省計画協力局次長、課長、NAFRI 次長を招聘して、合意文書に署名。</p>
H29	<p><u>H30.2 ラオス訪問【本事業】</u></p> <p>➤ ラオス国内の作物データベース作成について協議。ラオス側からは歓迎の意向が示された。</p> <p>➤ ラオス側としても ROD 合意後動きがないため、何かを企画していく必要があると考えていたとのこと。</p>

これまでの成果

■遺伝資源利用の枠組み設定

- 民間を含む遺伝資源利用に関する合意文書をラオス農林省と日本農林水産省間で署名。合意に基づく具体的な協力活動に向けて、我が国関係者への周知、先方との調整等を実施。

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：ラオス農林省
- ② 合意年月日：2017年2月16日
- ③ 目的：

PGRの保全及び持続的利用のため、両国間の共同研究の公的基盤を構築。
- ④ 合意内容のポイント：
 - 協力活動の範囲は、PGRの探索、特性評価、育種、交換・移転、遺伝研究、情報共有及び能力開発。
 - ラオス側機関（農業局（DOA）、国立農林研究所（NAFRI）、大学）及び日本側機関（公的研究機関、種苗会社、大学）は、作業計画を作成の上、共同プロジェクトを実施。PGRの利用とその後の応用及び商業化から生じる利益は、両方で公正かつ衡平に配分。
 - PGRの交換・移転に際しては、ITPGRの附属書I作物についてはSMTA、それ以外の作物についてはMTAを締結。
 - 有効期間は、2022年2月15日まで（更新可）。

■ラオス国内の作物情報の収集・とりまとめ

- ラオスにどのような作物があるかわからないという意見があったことから、H29よりラオス国内の作物情報を収集して集約するデータベース作成のための取り組みを開始。

今後の課題

- データベース構築により、遺伝資源の賦存状況がわかるようにする必要がある。

カウンターパートに関する所見

農林省計画協力局（Department of Planning and Cooperation, Ministry of Agriculture and Forestry）

- 遺伝資源の交換を含む共同研究等について権限を有している。
- 他国との協力関係構築については積極的であり、比較的レスポンスよく話が進む。

農林省国立農林研究所（NAFRI : National Agriculture and Forestry Research Institute）

- ラオスにおける農業関係の国立研究機関。
- ここ数年は遺伝資源の持出に対して認めてこなかったが、明確な方針があってそのような立場をとっていた

よりは、むしろ農業省の意向を確認していたと推測される。

留意点

➤ 現時点(平成 30 年 3 月)では特になし。